

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている人へ 現況届・所得状況届の提出を



児童扶養手当(児扶)の現況届・特別児童扶養手当(特児)の所得状況届は、8月分以降も引き続き手当を受けられるか審査するためのものです。手当を受給している人は、**届け出をしないと8月分以降の支給が停止**されます。忘れずに提出してください。

児扶受給者には7月下旬、特児受給者には8月上旬に通知を郵送しました。ご確認ください。

提出期間	<b>児扶：8月1日(木)～16日(金)</b> <b>特児：8月9日(金)～20日(火)</b> ※受け付けは祝日を除く 月曜日から金曜日の8:30～17:15
提出するもの	① (児扶受給者) 現況届 (特児受給者) 所得状況届 ② 手当証書 ③ 印鑑 (スタンプ印不可) ④ その他必要に応じた書類

### 児童扶養手当とは

母子・父子家庭や、父母がいないなどの児童の生活の安定を図り、自立を促進するために支給する手当です。次の①～⑨のいずれかにあてはまる児童(18歳到達後の最初の3月31日まで、障害児は20歳未満)を監護養育しているひとり親家庭の父・母または養育者に支給されます。

※父は生計も同一である必要があります。

- ① 父母が離婚した
- ② 父または母が死亡した
- ③ 父または母が重度の障害の状態にある
- ④ 父または母の生死が明らかでない
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている
- ⑥ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらないで懐胎した
- ⑨ 父・母ともに不明である(孤児など)

### 特別児童扶養手当とは

心身に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

支給額 (月額)	
児扶	※児童1人の場合 全部支給：42,910円 一部支給： 前年の所得に応じて 42,900円～10,120円
	特児
	1級：52,200円 2級：34,770円

### ⚠️ 支給されないケース

- 児童が児童福祉施設などに入所している。(児扶・特児)
  - 児童が障害を事由とする公的年金を受けている。(特児)
  - 異性と事実上婚姻関係と同様の事情にある。(児扶)
- ※一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。

※いずれの手当も受給するためには申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

### ▼ 提出・問い合わせ先

健康福祉課 こども福祉室  
☎ 26・2248 (直通)



プレミアム付  
商品券

10月の消費税・地方消費税の10%への引き上げが、所得の少ない人や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するために、**2万円で2万5千円分の買い物ができる商品券**を販売します。町内の取扱事業所で使用できます。商品券を購入できるのは、次の①・②のいずれかにあてはまる人です。

- ① 平成31年度の町県民税が非課税の人(課税されている人の扶養となっていない人、平成31年1月1日時点で生活保護を受けている人などを除く)

※8月上旬にお知らせと申請書が届いた人で、購入引換券の交付を希望する人は、12月2日(月)までに同封の返信用封筒に申請書を入れて、ポストに投函するか、産業建設課窓口へ提出してください。

## 福祉パレード

9月は、知的障害者への理解を深め、教育や福祉の向上と充実を図るための知的障害者福祉月間です。吉岡町役場でも知的障害者やその関係者がパレードを行い、メッセージの朗読などをします。

**日時** 9月10日 10:00～10:20(予定)  
**場所** 吉岡町役場前  
**問い合わせ先**  
 社会福祉法人 恵の園 ☎22-1730

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、原則3年に一度見直されます。今年度は見直しの年ではありませんが、消費税引き上げに伴う社会保障の充実により、介護保険法が改正され、低所得者の保険料軽減強化が行われます。

町民税非課税世帯(第1～第3段階)は、下表のとおり保険料が改定されます。

▼問い合わせ先  
 健康福祉課 高齢福祉室  
 ☎26・2247(直通)

### 社会保障の充実のため 低所得者の介護保険料を軽減



所得段階	対象者	変更前 年間保険料額	変更後 年間保険料額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護受給者</li> <li>●世帯全員が市区町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者</li> <li>●世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> </ul>	基準額×0.45 =32,400円	基準額×0.375 =27,000円
第2段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75 =54,000円	基準額×0.625 =45,000円
第3段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75 =54,000円	基準額×0.725 =52,200円

※基準額は72,000円です。なお、第4段階以上の人は、保険料の変更はありません。

②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた児童がいる世帯主

※購入引換券を送付します。交付の申請をする必要はありません。

商品券の購入方法などは広報よしおか9月号に掲載します。

### 特殊詐欺や個人情報の 詐取に注意!

プレミアム付商品券を販売するために、町や内閣府などの職員が手数料などの振り込みを求める、キャッシュカードを預かる、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いするなどということとは、絶対にありません。

自宅や職場に、町や内閣府などの職員を名乗る不審な電話や郵便があった場合は、迷わず警察署にご連絡ください。

▼問い合わせ先  
 渋川警察署 ☎23・0110  
 警察相談専用電話  
 ☎9110

産業建設課 産業振興室  
 ☎26・2280(直通)  
 財務課 税務室  
 ☎26・2237(直通)

保険室へご相談ください

### 後期高齢医療制度への加入希望者は申請を

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の人が加入する健康保険制度です。

ただし、**障害認定に該当する障害等級がある65〜74歳の人も申請により後期高齢者医療制度に加入できます。**いったん加入しても、いつでも将来に向かって撤回できます。過去に遡っての撤回はできません。ご注意ください。

#### ▼申請・問い合わせ先

健康福祉課 保険室  
☎26・2249（直通）

民生児童委員・町関係者が伺います

### 敬老訪問

長寿をお祝いし、敬老の意を表するため、対象の年齢になる人を訪問します。

#### ▼対象

令和元年度中に満80・85・88・90・95・100歳に到達する人および101歳以上の人（9月1日現在、町に1年以上住民登録がある人）

※対象者には9月上旬に通知を送付します。

#### 障害認定該当の障害等級

- 国民年金法などの障害年金等級 1級・2級
- 身体障害者手帳1〜3級ならびに4級のうち①〜⑤のいずれかの状態
  - ① 音声、言語機能の著しい障害
  - ② 両下肢のすべての指を欠く
  - ③ 一下肢の下腿2分の1以上を欠く
  - ④ 一下肢の機能の著しい障害
  - ⑤ 両下肢全体の機能障害で、一下肢の著しい障害と同程度
- 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級
- 療育手帳 A 判定

#### ▼訪問期日

満80・85歳に達する人 9月中  
満88・90・95・100歳に到達する人と101歳以上の人

9月16日（月）敬老の日午前  
※訪問を希望しない人には、敬老祝金などを窓口または振込により支給します。

#### ▼問い合わせ先

健康福祉課 高齢福祉室  
☎26・2247（直通）

申請は6月中旬

### 紙おむつ・尿パッドの購入を助成

#### ▼対象

町に住民登録がある在宅の人で、常時紙おむつを使用し、次のいずれかに該当する人

- 65歳以上で要介護3から5
- 3歳以上で身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aを持つ人

※施設などに入院・入所している人は対象外

#### ▼上限額 10,000円

#### ▼申請期日

9月2日（月）〜30日（月）

#### ▼申請に必要なもの

□ 申請書（高齢福祉室で受け取るか、町ホームページからダウンロード）

□ 領収書（平成31年4月1日〜9月30日のものが対象）

□ 介護保険証または身体障害者手帳・療育手帳の写し

▼ 申請方法 必要なものを準備して、高齢福祉室へ提出。

#### ▼提出・問い合わせ先

健康福祉課 高齢福祉室  
☎26・2247（直通）

長寿を祝福

### 敬老福祉大会

長年社会に貢献してきた人たちへ、感謝するとともに長寿を祝福するために、敬老福祉大会を開催します。対象となる76歳以上の人には案内状を送付します。

また、90歳到達者・金婚祝い・介護者表彰・エンゼル表彰をあわせて行います。

#### ▼期日 9月16日（月）敬老の日

#### ▼場所 文化センター

#### ▼対象 左記に該当する表彰希望者は、8月23日（金）までに連絡してください。

金婚祝い 町内に在住する結婚50年以上の夫婦

エンゼル表彰 平成30年8月8日〜令和元年8月7日に4人目の子が生まれた親

#### ▼連絡・問い合わせ先

社会福祉協議会  
☎54・3930